

東浦町観光協会観光みやげ品推奨品の選定等に係る基準

この基準は、東浦町観光みやげ品推奨品選定要綱第5条に基づき、公正かつ適正に推奨品を選定するに当たり定めるものである。

1 審査範囲並びに項目及び点数

審査範囲	東浦町の観光PRに寄与するもの
審査項目	1 郷土色、観光の魅力発信力 2 表現の豊かさ、見栄え 3 サイズ 4 商品と価格のバランス 5 味覚（食品のみ）

2 認定の可否基準

- (1) 審査項目ごとに5点満点で点数を記入し、選定委員全員の合計点が全体の6割以上のものを認定商品とする。

例：選定委員15人で食品を審査する場合

5項目各5点満点で全375点のうち、225点以上のものを認定商品とする。

- (2) 選定委員による審査で1人でも0点の項目があった商品については、選定委員全員の合計点が全体の6割以上あった場合でも、協議した上で可否を判断する。

3 認定の更新

認定の更新を受ける推奨品の選定については、原則書類のみによる審査とし、可否の数により認定可否を判断する。可の数が選定委員の6割を超えたものは、更新を認定するものとする。

ただし、前回の認定内容と比較し、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、上記1に準じて審査を行う。

- (1) 商品価格（税抜）を20%以上値上げした場合
(2) 商品価格（税抜）の変更をせずに、商品の大きさ、数量又は重さを20%以上減少させた場合
(3) 商品の内容を変更せずに、名称又は包装を変更した場合（軽微なものを除く。）

4 認定の有効期間

(1) 全体募集により認定した推奨品

選定会を開催した日の属する年度の翌年度から3年間とする。

(2) 全体募集後の随時受付により認定した推奨品

認定を受けた日を始まりとし、期限については全体募集により認定した推奨品と同様の取扱いとする。

年度	R08(2026)				R09(2027)				R10(2028)				R11(2029)			
月	4月	8月	10月	3月	4月	8月	10月	3月	4月	8月	10月	3月	4月	8月	10月	3月
全体募集 推奨品		全体募集														
			選定会													
					認定期間											
随時受付 推奨品 (例)							随時受付									
							選定会									
									認定期間							

5 その他

選定委員の観光みやげ品推奨品の応募は可とするが、当該委員による自身の商品の審査は不可とする。